

豊洋園居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黎明福祉会が実施する居宅介護支援事業（以下、「本事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営方針は次のとおりとする。

- 1 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 高齢者虐待防止法に基づき身体的虐待（暴行）・養護を著しく怠る（ネグレクト）・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待等の高齢者虐待を防止する。高齢者虐待防止のため研修を行い、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報する。
- 4 感染症及び食中毒の発生・蔓延を防ぐ為の感染症対策委員会を定期的に開催し、周知徹底すると共に、研修を行う。また、感染症の発生が疑われる際には感染症対策の指針に従い対応する。
- 5 事故発生の報告、分析、改善策の周知徹底を図り、事故防止のための委員会、研修を行う。また、事故発生時には指針に従い対応する。
- 6 災害時においても利用者の生活、健康、生命の維持に関わる介護サービスが安定的、継続的に提供されるように事業継続計画（BCP）に基づいて、定期的に研修やシュミレーションを行う。
- 7 ハラスメント対策として、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な対策を講じる。
- 8 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立な立場で複数の指定居宅サービス事業者等の説明を行う。
- 9 本事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。
- 10 居宅サービス計画（ケアプラン）原案に位置付けた居宅サービス等の選定理由の説明を求められた場合は、理解頂けるよう十分に説明を行う。
- 11 事業所は、正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 豊洋園居宅介護支援センター
- (2) 所在地 熊本県宇城市三角町里浦2855番5

(職員の職種及び定数)

第4条 居宅介護支援センター（以下、「センター」という。）に勤務する職員の職種及び職員定数は次のとおりとする。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名（兼務）
- (2) 介護支援専門員 3名以上

なお、利用者35名につき1名とし、その端数を増す毎に増員する。

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、センターの介護支援専門員、その他の職員の管理、本事業の利用の申し込みに係る整理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに職員の指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境などを勘案し、居宅サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第7条 本事業は、居宅介護支援の提供に際し、予め、利用申込者とその家族（以下、「利用申込者」という。）に対し、本運営規程の概要、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者等がサービスの選択に資するための重要事項等の文書を交付して説明を行い、居宅介護支援に関する事項について、利用申込者等とセンター間で文書による確認を得た後、サービスを提供するものとする。

- 2 本事業は、居宅介護支援の提供を求められたときは、利用者の被保険証により、被保険者資格と要介護認定の有無、認定区分と要介護度等の有効期間を確認する。
- 3 利用者の相談を受ける場所は、センターの相談室又は利用者宅等とする。
- 4 サービス担当者会議の開催は、原則として利用者宅にて行う。
- 5 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。
 - (1) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健・医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの

依頼を受けて、利用する居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画を作成する。この場合、使用する課題分析票は「包括的自立支援プログラム」とする。

- (2) 介護サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜を図る。
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、介護度に応じ月1回以上とし、利用者の自立した日常生活を支援するうえでの解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握、及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。
- (4) 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。
- (5) 要介護者等が介護保険施設からの退所を希望する場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(通常の実施範囲)

第8条 通常の実施地域は、宇城市の一部（三角町、不知火町、松橋町）上天草市の一部（大矢野町）、宇土市の区域とする。

(利用料等)

第9条 センターは、居宅介護支援を提供した際に、利用者からの支払いを受ける場合における利用料の額は、法定代理受領分については無料とし、法定代理受領以外の部分については、介護報酬上の告示額（厚生労働大臣の定める基準額）とする。

2 通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、通常の実施地域を超えて自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の実施地域を超えた地点から、1km当り37円
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けるととする。

(秘密保持)

第10条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員であったものに、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止)

第11条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装

置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2)センターにおける虐待の防止のための指針を整備する。

(3)センターにおいて、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 センターは、居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、センターの居宅介護支援の提供により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償する。

2 本事業は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には、本人又は家族の同意を予め得るものとする。

3 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

4 事業所は、利用者に対する本事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人黎明福祉会とセンターの管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、熊本県知事から指定を受けた日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月21日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。